

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年12月24日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 農業委員会の平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成26年11月12日～平成26年12月1日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 文書管理について、伺書の決裁区分と押印の不一致や文書処理カードの記載漏れが見受けられたので、改善の上適正な文書管理に務めること。	1. 本年度の文書については、指摘された箇所の改善を行いました。また、監査以後の文書については、伺書の決裁区分と押印の不一致や文書処理カードの記載漏れ等がないよう、適正な管理に務めています。